

地方自治体における消費者行政に関する 条例の制定状況とその背景の分析

令和4年3月24日

消費者庁新未来創造戦略本部



本研究の概要

【背景・目的】

- 消費者行政に関する条例の制定状況やその内容について、全国の自治体を網羅的に対象とした調査や研究はされてこなかった。
- 消費者行政に関する条例を一覧性のある形で整理・分析することを目的とする。

【実施した内容】

- 条例検索サイトを用いて抽出した条例をカテゴリー毎に分類し、条例数、規定している内容及び制定時期等を整理。
- **消費者行政関係条例の把握と分類等**

「条例webアーカイブデータベース*」に登録されている条例を抽出

915件の条例を
研究対象として特定。
制定年の集計を行い
精査・分析

①消費者行政関係条例
の把握と分類

②社会的な事件・事故
等と条例制定との関連性
等の分析

* 原田隆史同志社大学教授が運営、全国の自治体の条例等を網羅的に収録している。
<https://jorei.slis.doshisha.ac.jp/>

分析対象とした条例

- 以下の定義を満たす **915件**の条例を、分析対象として特定した。

対象とする条例

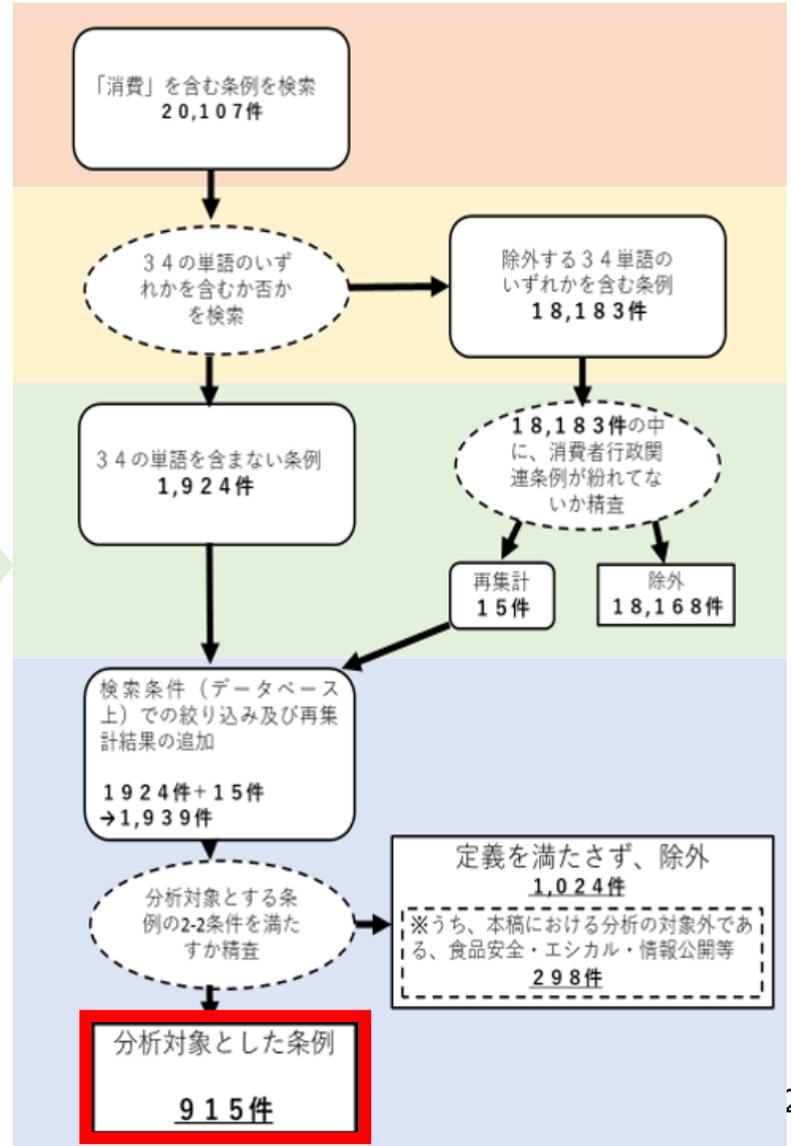
条件1.
「消費」の文言を含むこと。

条件2.
条例の前文もしくは目的が消費者行政等の推進（消費者被害の防止・周知啓発、消費者市民社会の実現、消費生活センターの設置等）に関するものであること

条件3.
行政組織や給与等、行政の内部手続に関する条例ではないこと。ただし、条例名や目的を定める規程に消費生活センター、消費生活相談員、消費者行政を扱う審議会等が定められている場合にはこの限りではない。

●スクリーニングの実施
⇒消費者行政と関係の薄い文脈で使われる単語を抽出
⇒該当する単語のいずれかを含まない条例を除外して検索

●左記の定義を満たすか、条例を精査



消費者行政関連条例の分類について

●消費者行政関係条例915件について、それらを制定している自治体は、47都道府県、756市区町村であった*。これらの条例を(1)消費生活条例、(2)消費生活センター条例、(3)消費者行政個別条例、(4)基金条例、(5)住民のくらし安全等に関する条例の5つに分類し、それぞれが制定されている自治体数をまとめたところ、以下の結果となった。

消費者行政関係条例(915件、都道府県:47、市区町村:756)

(1)消費生活条例(137件)

制定自治体

都道府県:47(注)、市区町村:89

(注)徳島県が2条例を制定

※(2)(3)の条例の内容が規定される場合がある

(2)消費生活センター条例等(719件)

制定自治体 都道府県:31、市区町村:682

※6自治体が設置条例と組織運営条例を重複して制定している

(3)消費者行政個別条例(18件)

制定自治体 都道府県4、市区町村:14

(4)基金条例(22件)

制定自治体

都道府県:17、市区町村:5

(5)住民のくらし安全等に関する条例(19件)

制定自治体

都道府県:1、市区町村:18

* 一つの自治体が、複数の消費者行政関係条例を制定している場合があり、都道府県・市区町村数の合計は915とならない。

結果の総括①

各内容の規定を持つ自治体数（都道府県と市区町村）をまとめた。都道府県で見ると、ほとんどの条例が規定している内容が、以下のとおり存在することが分かった。

	都道府県	市区町村	都道府県規定率
①目的	47	89	100%
②基本理念、消費者の権利	47	66	100%
③自治体の責務	47	88	100%
④事業者の責務等	47	84	100%
⑤消費者の役割等	46	80	98%
⑥基本計画の策定	27	19	57%
⑦財政上の措置	2	0	4%
⑧年次報告等	5	1	11%
⑨危害の防止、規格等の適正化等	47	53	100%
⑩啓発活動及び教育の推進	47	76	100%
⑪消費者等の意見の反映	8	29	17%
⑫苦情処理及び紛争解決の促進	47	67	100%
⑬試験、検査等の施設の整備等	38	18	81%
⑭消費者団体の自主的な活動の促進	30	51	64%
⑮消費生活審議会・苦情処理委員会の設置運営等	44	65	94%

結果の総括②

⑩国等への措置要請	41	52	87%
⑪消費生活センターの設置・運営等	18	27	38%
⑫消費者安全確保地域協議会の設置	1	3	2%
⑬消費生活モニター等	5	19	11%
⑭消費者による自治体の長への措置要求等の申出	44	30	94%
⑮事業者への必要な措置の指導・勧告等	47	71	100%
⑯事業者による製造・販売の禁止、中止・回収義務	33	32	70%
⑰事業者への資料・物品提出要求、立入調査等	47	54	100%
⑱罰則	3	9	6%
⑲不当な取引行為の禁止	47	53	100%
⑳生活関連物資供給等	46	49	98%
⑳-1生活関連物資供給等の協力要請	33	44	70%
⑳-2買占め・売惜しみ事業者への売渡し勧告等	43	29	91%
㉑消費者教育推進計画、消費者教育推進地域協議会	0	3	0%
㉒事業者の氏名・住所、商品・役務名等の公表	47	59	100%
㉓事業者の商品・役務にかかる自治体独自の規格・表示の基準設定	36	3	77%
㉔消費者被害に関する訴訟費用の貸付・援助	45	29	96%
㉕消費者と事業者の協働	1	28	2%
㉖訪問販売の制限等	0	5	0%
㉗訪問販売等被害防止緊急連絡網	0	1	0%
㉘その他特筆すべき規定			

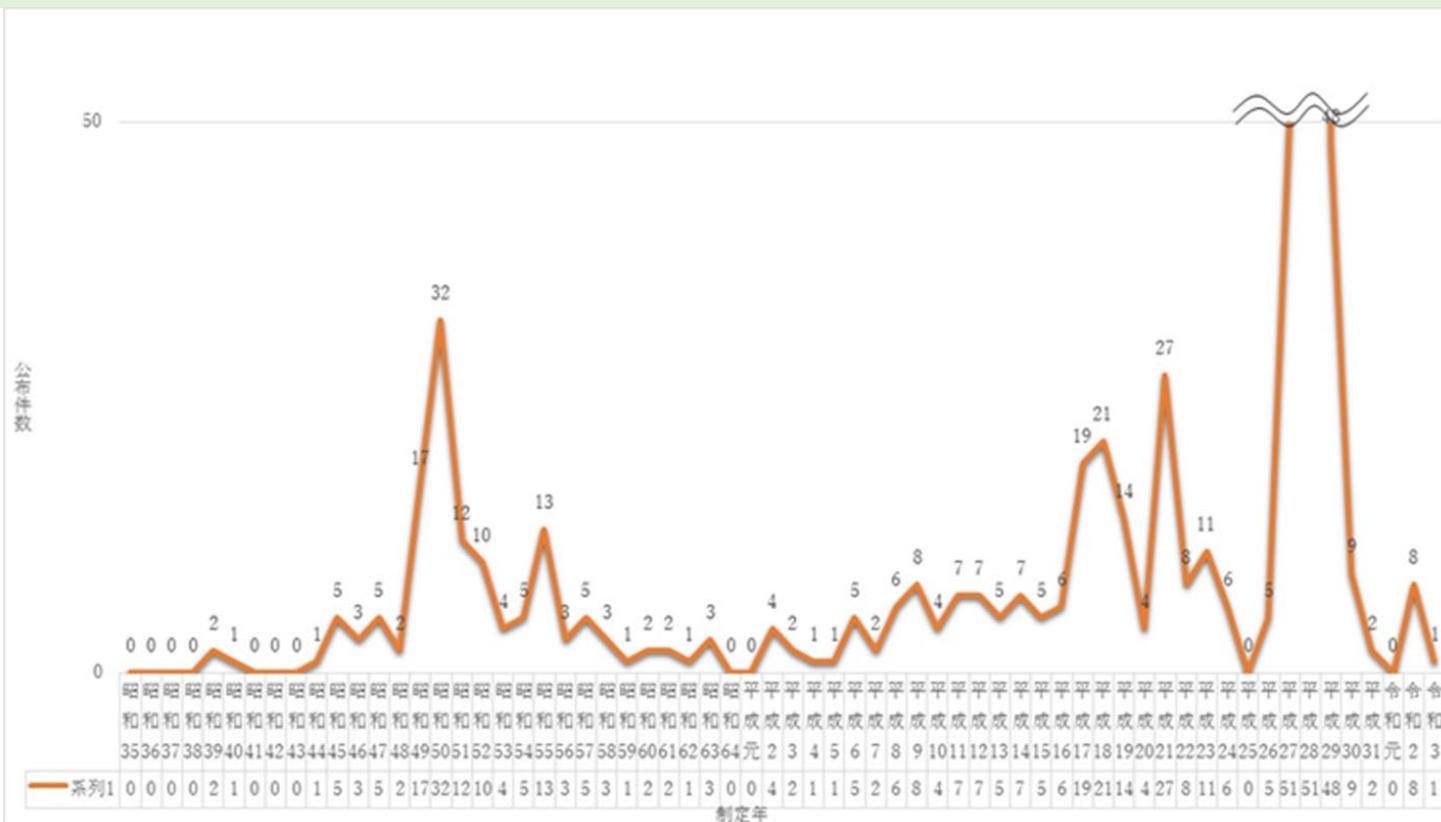
・消費者庁が毎年実施している「地方消費者行政の現況調査」で把握できる、各自治体の予算・体制等の充実度合と、消費者行政関係条例915件との関連性についての関連性。

・消費生活条例に特有の規定である事業者名等の公表や訴訟援助を始め、消費者・事業者間の紛争解決における審議会・委員会によるあっせん又は調停等、条例に基づく制度の活用状況の実態把握、並びに課題の検討。

(参考) 社会的な事件・事故等と条例制定との関連性等の分析

●各条例が制定された年と、同時期にどのような消費生活に関わる事件・事故や法改正等があったかを比較し、その関連等を調査した958件の条例について分析を行ったところ*、特に条例の制定数が多い時期が5箇所で見られた(①昭和49~51年、②昭和55年、③平成17~18年、④平成21年、⑤平成28年)。

●①②は昭和48年の第1次オイルショック、③は平成16年の消費者基本法制定、④は「地方消費者行政活性化基金」の創設、⑤は平成26年の消費者安全法改正が関係しており、地方自治体における消費者行政関係条例の制定には、社会的な事件や法の制定・改正が影響を与えていると考えられる。



* データベースにおいては、一部の条例は新たに制定されたように見えるものの、実際は以前あった条例が名称変更や市町村合併、全部改正等がなされ、実質的には後継条例となっている場合がある。その際は、形式的に新たに制定された年がデータ上に登録されるため、データベースの登録どおりに条例の集計を行った場合、本来の制定年にずれが生じることとなる。データベース上で条例の本文を確認し、前身となる条例の存在が把握できた43件を加え、958件の条例の分析を行った。